

〈報道発表資料〉

保健医療部 食品安全課 食品保健・監視担当 秋山・堤

直通 048-830-3611

代表 048-824-2111 内線 3611

E-mail: a3420@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:県政一般

令和7年8月27日

食中毒を発生させた施設の行政処分を行いました

1 行政処分の内容

本庄保健所は、食中毒を発生させた(1)の営業者に対して、(2)の営業施設での営業停止の行政処分を本日行った。

(1) 営業者 0000

(2) 営業施設 〇〇〇〇

本庄市けや木 〇〇

(3) 営業の種類 飲食店営業

(4) 違反内容 食品衛生法第6条違反

令和7年8月17日(日)に上記営業施設において調理提供された食事を 喫食した5名中5名に対して、下痢、発熱を主症状とするカンピロバク

ターによる健康被害を生じさせた。

(5) 処分内容 食品衛生法に基づく営業停止命令

ア 処分年月日 令和7年8月27日(水)

イ 期間 令和7年8月27日(水)から令和7年8月29日(金)までの3日間

(6) 病因物質 カンピロバクター

2 指導内容

本庄保健所では営業者に対して、食中毒の再発防止を目的に、営業停止期間中、施設の消毒を指導するとともに従事者への衛生教育等を行う。

3 食中毒事件の概要

(1) 探知

令和7年8月22日(金)、上記施設利用者から「8月17日(日)に、友人と一緒に計5人で本庄市内の焼き肉店等を利用したところ、5人全員が体調不良を呈している」旨の通報が本庄保健所にあり、調査を開始した。

(2) 調査結果(発表日現在)

ア 患者の発生状況等

(ア) 喫食者 5名 (1グループ)

(イ) 患者 5名 (男性5名、20代)。受診者4名(入院者なし)。全員、回復に向かっている。

(ウ) 喫食日時 令和7年8月17日(日)20時(エ) 初発日時 令和7年8月18日(月)17時

(オ) 主な症状 下痢、発熱

- (カ) 検査結果 患者3名の便からカンピロバクターが検出された。
- (キ) 喫食 上ュー 白レバータタキ (鶏)、焼肉 (カルビ、ロース、ミノ、マルチョウ、ナンコツ、ホルモン)、ライス、冷麺等
- イ 上記飲食店を食中毒の原因施設と断定した理由
- (ア) 患者3名の便からカンピロバクターが検出されたこと。
- (イ) 患者の主症状及び潜伏期間が、カンピロバクターによるものと一致したこと。
- (ウ) 原因として考えられる食事が、当該施設で提供された食事に限られること。
- (エ) 患者を診察した医師から、食中毒患者等届出票が提出されたこと。

参考情報

生や加熱不十分な鶏肉料理(鳥刺し、鶏わさなど)、生肉を扱った包丁・まな板・手指等により汚染された食品を原因とする「カンピロバクター食中毒」が頻発しています。

カンピロバクターを原因とする食中毒は全国で年間約200件(患者数:約2,000名)発生しています。これは、サルモネラ属菌やウエルシュ菌などの細菌性食中毒の年間発生件数の7割ほどを占めています。

鶏肉は高率にカンピロバクターに汚染されており、生食は非常に危険です。特に小さな子どもや 高齢者など抵抗力の弱い方は注意が必要です。

また、カンピロバクターに感染すると、ギラン・バレー症候群という「麻痺」などを主とする症状を患う可能性があります。

食の安全・安心に関するパンフレット類

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0708/kensyu-koza-panf/panf/index.html